

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
134	6	○トリクロロホン○家きんの卵、ウナギ目魚類、その他の魚類、魚介類、その他の動物等では、薬事法の定量限界や類型6-5の適用により、0.01ppm未満の非常に小さい値が基準値として設定されている。一方、第2次案に対する個別基準等に対する意見139にも示されたとおり、家きんの卵の場合は、豪州における本化合物の家禽の卵に対する残留基準値が0.05ppmと設定されている。更に、JECFA及び米国FDA等により、曝露量の閾値として合理性があると評価されている1.5µg/dayを基準に算出され、日本国民の食品摂取量を踏まえて安全性を管理する上で問題がないと考えられる値は0.01ppm(10ppb)であり、特に毒性に問題がない物質について、これ以下の基準で管理することには合理性が認められない。従って、これらの基準値については、一律基準案の値を設定すべきである、と考える。	バイエルメディカル(株)動物用薬品事業部	D32	ご指摘の基準値については、農林水産省から提出された薬事法に基づく定量限界に基づき設定されたものです。また、現行の管理基準が一律基準値として考えられる0.01ppmを下回るものがある場合、基準値が設定されていない食品について一律基準値を設定することは合理性がないため、ご要望にお応えすることは困難です。なお、ウナギ目魚類については、農林水産省動物用医薬品等主管課長より既提出の検出・定量限界値の訂正値が提出されたことから、基準値を修正することとします。
135	6	○フェニトロチオン○乳は、2004年のJMPPR評価において、0.01ppmにMRLを変更する案が採択されている。コーデックス基準が0.01ppmに変更されることは確実に考えられることから、暫定基準案は0.01ppmが望ましいのではないかと。	住友化学株式会社	D33	ご指摘の基準値は、2005年のコーデックス総会において採択されておりませんので、参考にしません。
136	6	○フェンピロキシメート○ネクタリン及びマンゴーの現行基準値は、いずれも1.0ppmの誤りではないのか。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘のとおり、修正します。
137	6	○ブプロフェジン○米国において、2005年4月8日に基準値が追加され・発効したので、その分について暫定基準値表に反映させるとともに、暫定基準値を米国基準に訂正してほしい。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘のとおり、米国において基準が追加されましたので反映させることとします。ただし、暫定基準の設定は、規定の設定方法により行っているため、レタス以外は暫定基準値としては採用しません。
138	6	○オクタクロロジプロピルエーテル○○イソカルボホス○オクタクロロジプロピルエーテル及びイソカルボホスは、中国において茶の生産に使用されているので、ポジティブリストに加えてほしい。また、基準値の設定をお願いする。	山陽商事株式会社	D35	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストに記載のない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
139	6	○OMGK264○米国において基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。(米国でのアーモンドに係る残留基準:10ppm)	ブルーダイヤモンド・アーモンド・グローブズ日本支社	D38	米国において基準が設定されている、牛、豚、羊、山羊、馬の脂肪及び乳脂肪につきましては、ご指摘のとおり修正します。ただし、施設の衛生管理の目的で使用される化学物質として設定された10ppmという残留基準は、農薬として使用される基準とは異なるものであり、本制度の暫定基準としては採用しないこととします。
140	6	○グルタチオン○動物用医薬品(水産用:スズキ目魚類)として用いられているグルタチオンはポジティブリスト最終案において暫定基準値が設定されていない。グルタチオンは人間を含む動植物の組織中に広く含まれていることが知られているが、今回、グルタチオンの暫定基準が設定されなかったという事は、当該物質が暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質に該当すると理解してよろしいか。	協和発酵工業株式会社	D45	ご指摘の物質については、天然に含まれる物質として施行通知等により示すこととしております。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
141	6	○ドラメクテン○コーデックスで設定されている豚の筋肉のMRLは、注射部位の筋肉への残留を考慮せず、通常の筋肉へのドラメクテンの残留に基づいている。一方、日本で求められる休薬期間設定のための残留試験では、一番長く残留するであろう筋肉＝投与部位で、その残留分析をすることが求められている。すなわち、コーデックスでは筋肉のMRLの設定にあたり、注射部位の筋肉への残留を考慮していないため、このコーデックスのわが国の一律基準(0.01 ppm)よりも低い値を日本での基準値案とすることは適切ではないと考えられる。さらに、筋肉の摂取にあたっては、通常の筋肉を摂取することに比べて、投与部位の筋肉を摂取する可能性は極めて低いため、通常の筋肉と注射部位の筋肉のMRLを同じとすることは妥当ではないと考える。したがって、日本における豚の筋肉におけるMRLは、注射部位の筋肉と通常の筋肉の残留は異なることを考慮し、EUと同じ0.02 ppmとしていただきたい	ファイザー株式会社	D5	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWTOに加盟していることを踏まえ、コーデックス基準が設定されている場合にあっては、優先的に採用することとしています。なお、農林水産省における休薬期間の設定は、投与部位も含めた残留基準への適合性を確保する観点から行われているものと認識しているところです。
142	6	○ジチオカルバメート○の基準に関すること。ミルネブについて、ジチオカルバメートの二硫化炭素法による分析を実施した場合にはミルネブおよびその代謝物・分解物に由来する二硫化炭素も検出される。ミルネブ自体は別の分析法により定量できるが、その代謝物および分解物については定量できないため、ジチオカルバメートの定量値に影響を及ぼすことが考えられる。特に「かき」については、ミルネブの基準値、ジチオカルバメートの基準値の両方が設定されていることから、ミルネブの影響を排除できる手法、もしくはミルネブの影響が問題にならない程度の基準値を設定していただきたい。さらに、二硫化炭素法により検出されるチアジアジン(ミルネブ)も登録されており、残留基準にマンゼブの登録保留基準を採用することは不合理である。ジチオカルバメートの基準については、はくさいについてもバックグラウンドを加味した暫定基準値を設定していただきたい。	三共アグロ(株)・クミアイ化学工業(株)、大内新興化学工業(株)、バイエルクロップサイエンス(株)、ダウケミカル日本(株)	D52・D81・D87	ジチオカルバメート系農薬については、CS2法を採用せず、各個別物質についてHPLC法によって測定することとしているのでバックグラウンドを考慮する必要はないものと考えます。HPLC法ではミルネブの代謝物がミルネブと同時に測定されることはなく、分離測定できるものと考えます。したがって、ジチオカルバメート系農薬の基準値については、最終案でお示ししたとおりとします。
143	6	諸外国で一般的に使用している農薬であるにもかかわらず、最終案に含まれていない以下の農薬について、基準の設定を求める。 クロルベンズロン、イソカルボホス、マトリン、ウルバシド、ジベレリン酸、インドール酢酸、サイトシニン、monosodium methylarsonate、blufosinate ammonium、テルブチラジン、メルカプトチオン、nitrofoska foliar、スルフルラミド、curprous oxide、過酸化水素、ペルオキシ酢酸、チオシアン酸アンモニウム、D-D	フロンティアーズ株式会社	D53	それぞれの物質に係る評価資料、ADI、使用方法、作物残留試験成績の概要について提供があれば、基準設定を検討することとします。なお、monosodium methylarsonateはヒ素として残留するものであり、ヒ素としての残留基準値が適用されます。
144	6	○チオファネート(Thiophanate)○にはチオファネートメチル(Thiophanate-Methyl)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	チオファネート(チオファネートエチル)については、チオファネートメチルの基準に含むものと考えます。
145	6	○スルフォサート(Sulfosate)○にはグリホサート(Glyphosate)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	グリホサートの基準値には、スルホサート由来のものも含まれます。
146	6	○エスフェンバレレート○にはフェンバレレートの基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	フェンバレレートの基準値には、エスフェンバレレート由来のものも含まれます。
147	6	○カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラム○について、茶の暫定基準値を登録保留基準の25ではなく、30とした根拠が不明である。	住化武田農薬(株)、日本化薬(株)、アリスタライフサイエンス(株)	D54	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、25ppmは30ppmとしたものです。
148	6	下記の物質の目次における分類について記載に誤りがあるのではないかと。テトラサイクリン系抗生物質、クロピドール、チアムリン、パルベンダゾール	小川邦彦	D55	クロピドールにつきましては、米国の動物薬の基準を参考とし、農産物にも基準を設定したものです。その他の3物質については、ご指摘のとおり修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
149	6	○スピロジクロフェン○ 2005年7月13日付けで米国EPAにより残留基準値が告示されたので、上記農薬に暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。
150	6	○テブコナゾール○ 米国において、だいちについて緊急条項による暫定基準が設定されたことから、暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。
151	6	フェナミホスのきのこ類の基準値について、豪州のMushroomsの基準値をしいたけ及びその他のきのこ類についても参照していただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	オーストラリアの「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
152	6	○塩化銅○はポジティブリスト対象外の物質と考えて良いか。	日本シベルヘグナー(株)	D57	無機銅(銅としての残留)は、対象外物質となります。
153	6	○センデュラマイシン○について 残留しやすい部位といわれている肝臓、腎臓よりも厳しい基準を「鶏の食用部分」「鶏の筋肉」「その他の家きんの筋肉」に対して設定しているが、その根拠が不明であり、基準値を0.2ppmと改訂してほしい。	ヒプロ日本事務所	D58	「鶏の食用部分」については、農林水産省から提示された薬事法における定量限界値をもって、設定したものです。また、「鶏の筋肉」については、参考とする諸外国の基準を参考としたものです。また、「その他の家きんの筋肉」については、残留性が「鶏の筋肉」と同様と考えられることから、その値を採用しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
154	6	○ピノキサデン○ 2005年7月に米国EPAにより残留基準値が告示されたので、暫定基準に反映させてほしい	日清製粉株式会社 シンジェンタジャパン株式会社	D59 D63	ご指摘のとおり、修正します。
155	6	○シアナミド及び石灰窒素(カルシウムシアナミド)○については、土壤中で完全に分解され、残留性が無いため、ポジティブリストへの記載は必要の無いものとする。	デグサ ジャパン株式会社	D61	シアナミドについては、一般的に考えて残留が少ないと考えられること、一部植物では、植物体内で生合成されること、肥料としての用途もあり、農薬としての用途としてのみの管理は難しいことを踏まえ、暫定基準としては設定しないこととします。
156	6	○テトラサイクリン系抗生物質○はちみつで0.3ppmという基準値が設定されているが、花粉やプロポリスについては記載がなされていない。花粉やプロポリスについても輸入の際にははちみつと同様にテトラサイクリン系抗生物質の自主検査を実施するように検疫所より指導されることから、ポジティブリスト制度下でも基準を設定するべきではないか。	FLPジャパン・リミテッド	D62	花粉やプロポリス(蜜蝋)については、参考となる基準が諸外国を含め設定されていないことから、従来の抗生物質の規定が適用されることとなります。なお、ミツバチに対する薬剤使用に関しては、採蜜時期における使用は原則ないものと認識しています。
157	6	○エマメクチン安息香酸塩○について類型6-5を適用せず、基準を定めていない食品については一律基準(0.01ppm)を適用してほしい。理由は以下のとおり。 ・ニュージーランドの基準値作成の根拠となっている分析対象化合物は日本の分析対象化合物より少ない。 ・日本における告示分析法での定量限界は野菜0.01ppm、茶0.05ppmとなっている。 ・一律基準を大幅に下回る基準値を設定することで、農薬使用者等が本剤に対して安全性に対する誤解を生じるおそれがある。 ・ニュージーランドにおいてもpome fruits あるいはkiwi fruit以外の基準値を設けておらず、使用対象の作物でない作物に対しては統一的な取扱(一律基準)を適用していると考えられる。 (同旨1件)	農林水産省・シンジェンタジャパン株式会社	D63・D87	日本とニュージーランドにおける分析対象化合物の差異を考慮し、本物質に限り通知で示した試験法の検出限界である0.01ppm未満の基準値の設定はせず、類型6-5の適用は行わないこととします。
158	6	○ジカンパ○米国の基準値を反映し、ジカンパのえだまめの基準値に10ppmを採用してほしい	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
159	6	○シロマジン○シマジン○米国やEUの基準値を反映し、シロマジンのその他のあぶらな科野菜の基準値を13ppmとし、シマジンの魚類の基準値を12ppmとしてほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、四捨五入して基準値を設定したものです。
160	6	近年ブラジルではだいたいの「さび病」が問題となっており、防除のためにシプロコナゾールが使用されている。作物残留試験成績等の資料を提出するので、ブラジルの基準値を反映し、本剤のだいたいの基準値として0.05ppmを設定してほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討結果、採用することとします。
161	6	コーデックス基準を反映し、チアベンダゾールの基準値を以下のとおり設定してほしい。また、脚注の「チアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和として」は畜水産物のみが該当であるため、その旨を追記してほしい。 ばれいしょ 15ppm、アボガド 15ppm、マンゴー 5ppm りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ 3ppm	シンジェンタジャパン株式会社	D63	殺菌剤であるチアベンダゾールのポストハーベスト農薬としての使用は、日本の法律下では食品添加物に該当するため、残留農薬暫定基準としては参考としないこととします。なお、脚注の記述については、ご指摘のとおり修正します。
162	6	○チアメキサム○の「なつみかん」および「なつみかんの外果皮」の基準は、「なつみかん果実全体」の基準値があることから不要と考える。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。
163	6	○ピトロジン○現在、EU基準値は暫定で設定されているが、本年12月以降本基準に移行する予定であることから、参考基準として扱ってほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
164	6	○ホメサフェン○カナダのDry beansの基準を反映し、小豆類の基準として0.05ppmを設定してほしい。(手亡豆(いんげん)について、当該基準を根拠とし、日本への輸出実績がある)	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ホメサフェンのカナダ基準値については、ご指摘のとおり修正いたします。
165	6	○シアン酸塩○は、平成7年に農業登録され、除草剤・枯凋剤として使用されているが、最終案中に記載がない。シアン酸は植物体内に通常に存在するものであることを考慮し、残留基準設定の対象外物質としてほしい。なお、オーストラリアでは、シアン酸塩は登録されており、MRLは設定されていない。	日本ヒドラジン工業株式会社	D65	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。シアン酸塩は登録保留基準、あるいは海外基準もなく、残留の可能性が低いと考えられることから、暫定基準を設定しないこととし、一般規則第4項を適用することとします。
166	6	○4-クロロフェノキシ酢酸○は「乳(脂肪)」に基準値が設定されようとしているが、「乳」には設定されていない。この場合「乳」には一律基準が適用されることになるのか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘の場合については、乳の基準適合性を乳脂肪の基準値をもって判断するものです。
167	6	○メロキシカム○は類型6-4に分類されているが、牛乳に対する暫定基準値として0.01ppmが設定されている。牛乳においては他の畜水産物と異なり、0.01ppmまで検査可能ということか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘のとおり、メロキシカムについては0.01ppmの検査が可能であることが判明したため、類型6-4を適用しないこととします。
168	6	臭化メチルの基準値案について、最終案では55品目において第二次案よりも小さな数値になっている。この理由について、説明をいただきたい。(一次案から二次案への変更の際には、説明があった。)	メチルブロマイド工業会	D68	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。
169	6	○臭素○くるみについて、米国、EU、NZの基準の平均値をとって130ppmと定められているが、米国基準の200ppmを採用すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。